



資 料

目 次

1	策定の経緯と体制	
(1)	第2次春日井市障がい者総合福祉計画策定の経緯	55
(2)	春日井市障がい者施策推進協議会要綱	57
(3)	春日井市障がい者施策推進協議会委員名簿	59
2	春日井市障がい者総合福祉計画改定に係る実態調査の概要	
(1)	アンケート調査結果の概要	60
(2)	障がい者関係団体ヒアリング調査結果の概要	70
(3)	障がい者関係施設ヒアリング調査結果の概要	72
(4)	ボランティア団体・NPO 法人アンケート調査結果の概要	74
3	市内の障がい福祉サービス事業所等一覧	76
4	障害者基本法	86
5	用語説明	94

1 策定の経緯と体制

(1) 第2次春日井市障がい者総合福祉計画策定の経緯

平成21年度		
	公募委員の募集	推進協議会委員を市民公募
平成22年度		
7月28日	第1回推進協議会	〔議題〕 ○ 障がい者施策の状況について ○ 地域自立支援協議会の状況について ○ 春日井市障がい者総合福祉計画改定に係る調査の実施について
10月25日	第2回推進協議会	〔議題〕 ○ 春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査の実施について
11月30日 ～12月28日	アンケート・ヒアリング 実施	春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査 障がい者関係団体、障がい者関係施設等ヒアリング調査
平成23年度		
5月30日	第1回推進協議会	〔議題〕 ○ 障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査の結果について ○ 障がい者総合福祉計画の進捗状況について ○ 障がい者自立支援協議会について ○ 障がい者総合福祉計画の改定について
8月23日	第2回推進協議会	〔議題〕 ○ 障がい者自立支援協議会からの報告について ○ 障がい福祉計画における数値目標等の評価について ○ 障がい者総合福祉計画の骨子案について
10月17日	第3回推進協議会	〔議題〕 ○ 障がい者総合福祉計画の中間案について
10月28日	第2回自立支援協議会	障がい者総合福祉計画の改定について審議
11月16日	市議会厚生委員会	第2次障がい者総合福祉計画の中間案を説明
11月18日 ～12月20日	市民意見公募 (パブリックコメント)	
12月16日	第3回自立支援協議会	第2次障がい者総合福祉計画について審議

12月26日	第4回推進協議会	〔議題〕 ○ 第2次障がい者総合福祉計画市民意見公募の結果について ○ 地域自立支援協議会からの意見について ○ 第2次障がい者総合福祉計画の中間案について
1月24日	第5回推進協議会	〔議題〕 ○ 第2次障がい者総合福祉計画市民意見公募の結果について ○ 第2次障がい者総合福祉計画の最終案について
2月6日	市長へ提言	障がい者施策推進協議会が、市長へ第2次障がい者総合福祉計画を提言
2月7日	市議会厚生委員会	第2次障がい者総合福祉計画（案）を報告
3月28日	第2次障がい者総合福祉 計画シンポジウム	
○ 推進協議会 : 春日井市障がい者施策推進協議会		
○ 自立支援協議会 : 春日井市地域自立支援協議会		

(2) 春日井市障がい者施策推進協議会要綱

(設置)

第1条 春日井市における障害者施策の円滑な推進を図るため、春日井市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調整審議する。

- (1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係者相互の連絡調整を要する事項
- (3) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体を代表する者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会が必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、改正前の春日井市障害者施策推進協議会要綱第3条及び別表の規定に基づく委員である者は、この要綱の施行により委員を辞職したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(3) 春日井市障がい者施策推進協議会委員名簿

順不同・敬称略

氏 名	所 属 団 体 等
神田 進	春日井市身体障害者福祉協会
田中 ヒサ子	春日井市肢体不自由児・者父母の会
澤井 幸	春日井市手をつなぐ育成会
吉川 和宏	春日井地域精神障害者家族会むつみ会
◎木全 和巳	日本福祉大学
○大村 義一 平成23年12月26日から ○(毛利 元孝) 平成23年11月30日まで	春日井市社会福祉協議会
梅村 進	春日井市ボランティア連絡協議会
市川 潔	春日井市居宅介護支援事業者連絡会
筒井 恵二 平成23年5月30日から (水野 典夫) 平成23年3月31日まで	愛知県心身障害者コロニー
富樫 亮子 平成23年5月30日から (杉本 一正) 平成23年3月31日まで	春日井保健所
佐藤 龍史	春日井公共職業安定所
中村 扶佐子	春日台養護学校
田並 年子	公募委員
小澤 正美	公募委員
井村 好道	公募委員

◎会長 ○副会長 ()内は前任者

2 春日井市障がい者総合福祉計画改定に係る実態調査の概要

(1) アンケート調査結果の概要

① 調査の目的

障がい者総合福祉計画の改定にあたり、障がいのある人の日常生活、社会生活、障がい福祉サービスの利用状況及び今後の意向等について実態調査を行うとともに、障がいのない人に対して、障がいのある人への理解や意識等の調査を実施し、計画策定の基礎資料を得ることを目的とします。

② 調査の対象と方法

ア 調査地域： 春日井市全域

イ 調査対象：身体障がいのある人 市内在住の18～64歳の身体障がい者手帳所持者

知的障がいのある人 市内在住の18～64歳の療育手帳所持者

精神障がいのある人 市内在住の18～64歳の精神障がい者保健福祉手帳所持者

障がいのある子ども 18歳未満の身体障がい者手帳所持者又は療育手帳所持者

障がいのない人 市内在住の上記以外の人

ウ 調査方法： 郵送による配布・回収

エ 調査期間： 平成22年11月30日から平成22年12月28日まで

③ 回収結果

	身体障がい のある人	知的障がい のある人	精神障がい のある人	障がいのあ る子ども	障がいのない 人	計
配布数	970件	395件	415件	280件	540件	2,600件
有効回収数	548件	212件	237件	155件	245件	1,397件
有効回収率	56.5%	53.7%	57.1%	55.4%	45.4%	53.7%

④ 調査結果

1 生活環境について

問 今どこでくらしていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

上段：件数（件） 下段：割合（％）

	有効回答数	ご自宅（借家、アパート等を含む）	グループホーム・ケアホーム	福祉施設（入所）	医療機関	その他	無回答
身体障がいのある人	548	503 91.8	1 0.2	23 4.2	6 1.1	11 2.0	4 0.7
知的障がいのある人	212	153 72.2	13 6.1	36 17.0	6 2.8	2 0.9	2 0.9
精神障がいのある人	237	193 81.4	1 0.4	13 5.5	27 11.4	2 0.8	1 0.4
障がいのある子ども	155	152 98.1	- -	1 0.6	1 0.6	1 0.6	- -

問 将来どのような暮らしをしたい（させたい）ですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

上段：件数（件） 下段：割合（％）

	有効回答数	ひとりでくらしたい	結婚して夫婦でくらしたい	親とくらしたい	兄弟姉妹とくらしたい	グループホーム・ケアホームでくらしたい	施設に入りたい	その他	無回答
身体障がいのある人	548	72 13.1	64 11.7	29 5.3	5 0.9	30 5.5	62 11.3	206 37.6	80 14.6
知的障がいのある人	212	15 7.1	25 11.8	41 19.3	17 8.0	28 13.2	43 20.3	26 12.3	17 8.0
精神障がいのある人	237	41 17.3	44 18.6	28 11.8	7 3.0	14 5.9	32 13.5	54 22.8	17 7.2

2 相談について

問 障がいのある本人（その方のことについてご家族）が悩みや困ったことを相談するのはだれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

上段：件数（件） 下段：割合（％）

	有効回答数	夫・妻・親・祖父母	兄弟姉妹	友人・知人	会社の人・学校の先生	医師・看護師	ホームヘルパー	福祉施設・作業所の職員	市役所の職員	民生委員・児童委員	身体（知的）障がい者相談員	障がい者団体	障がい者生活支援センター	専門機関の職員	その他	相談する相手はいない	誰にも相談しない	無回答
身体障がいのある人	548 63.5	348 25.4	139 28.6	157 2.7	15 31.0	170 4.0	22 6.9	38 8.6	47 0.4	2 3.1	17 2.2	12 3.5	19 2.9	16 8.8	48 2.7	15 3.8	21 2.1	9 1.6
知的障がいのある人	212 54.7	116 25.9	55 17.9	38 9.0	19 12.3	26 3.3	7 23.6	50 9.0	19 1.4	3 10.8	23 2.8	6 16.5	35 11.8	25 3.8	8 2.8	6 2.4	5 2.4	6 2.8
精神障がいのある人	237 53.2	126 27.0	64 19.8	47 1.7	4 57.8	137 3.8	9 10.1	24 12.2	29 3.0	7 /	4 1.7	20 8.4	13 5.5	26 11.0	8 3.4	3 1.3	3 1.3	4 1.7
障がいのある子ども	155 54.2	84 11.6	18 40.6	63 32.9	51 37.4	58 4.5	7 11.0	17 7.1	11 0.6	1 1.3	2 3.9	6 4.5	7 35.5	19 12.3	3 1.9	2 1.3	2 1.3	3 1.9

問 相談支援について満足していますか。どちらかに○をつけてください。

上段：件数（件） 下段：割合（％）

	有効回答数	満足している	不満がある	無回答
身体障がいのある人	548	226 41.2	109 19.9	213 38.9
知的障がいのある人	212	97 45.8	49 23.1	66 31.1
精神障がいのある人	237	103 43.5	87 36.7	47 19.8
障がいのある子ども	155	50 32.3	58 37.4	47 30.3

問 どのような点に不満を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

上段：件数（件） 下段：割合（％）

	有効回答数	相談員の相談技術	相談員の言葉づかいなどの態度	親身になって聞いてくれない	相談員がよく替わる	困っていることが解消されない	予約が必要である	プライバシーが保たれていない	場所が遠く不便である	その他	無回答
身体障がいのある人	109	7 6.4	5 4.6	11 10.1	9 8.3	42 38.5	5 4.6	12 11.0	28 25.7	33 30.3	2 1.8
知的障がいのある人	49	4 8.2	1 2.0	5 10.2	8 16.3	18 36.7	2 4.1	15 30.6	8 16.3	11 22.4	2 4.1
精神障がいのある人	87	12 13.8	4 4.6	7 8.0	2 2.3	44 50.6	5 5.7	14 16.1	21 24.1	28 32.2	1 1.1
障がいのある子ども	58	6 10.3	4 6.9	5 8.6	3 5.2	31 53.4	- -	11 19.0	14 24.1	14 24.1	3 5.2

3 福祉サービスについて

問 利用者又はご家族の方は、現在利用している福祉サービスについて満足していますか。どちらかに○をつけてください。

上段：件数（件） 下段：割合（％）

	有効回答数	満足している	不満がある	無回答
身体障がいのある人	89	55 61.8	12 13.5	22 24.7
知的障がいのある人	92	37 40.2	19 20.7	36 39.1
精神障がいのある人	63	29 46.0	16 25.4	18 28.6
障がいのある子ども	84	35 41.7	39 46.4	10 11.9

問 どのような点に不満を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

	有効回答数	上段：件数（件）										下段：割合（％）		
		担当者のサービス技術	担当者の言葉づかいなどの態度	担当者が相談にのってくれない	担当者が自分の問題を聞いてくれない	困っていることが解消されない	利用料金（→割負担）が高い	申請の手続きがめんどうである	使いたい時に空きがなく利用できない	家族などが勧めるため利用しているが、利用したくない	利用したいサービスが整備されていない	利用したいサービスを提供している事業所や定員が少なく、十分に利用できない	その他	無回答
身体障がいのある人	12	2 16.7	1 8.3	- -	- -	1 8.3	1 8.3	- -	1 8.3	- -	5 41.7	6 50.0	3 25.0	- -
知的障がいのある人	19	6 31.6	- -	1 5.3	- -	3 15.8	1 5.3	2 10.5	5 26.3	- -	2 10.5	10 52.6	5 26.3	- -
精神障がいのある人	16	2 12.5	3 18.8	1 6.3	2 12.5	4 25.0	- -	3 18.8	- -	2 12.5	1 6.3	1 6.3	10 62.5	- -
障がいのある子ども	39	6 15.4	2 5.1	3 7.7	- -	7 17.9	17 43.6	3 7.7	14 35.9	- -	10 25.6	21 53.8	7 17.9	- -

問 現在、福祉サービスを利用していない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

	有効回答数	上段：件数（件）								下段：割合（％）		
		家族などで十分な介護ができるから	他人に家庭に入ってきてほしくないから	他人の世話になるのは抵抗を感じるから	福祉サービスを利用するだけの金銭的余裕がないから	福祉サービスを利用することに抵抗を感じるから	困っていることを解消するサービスがないから	利用したいサービスを提供している事業所や定員が少なく、利用できないから	その他	わからない	無回答	
身体障がいのある人	240	107 44.6	9 3.8	13 5.4	15 6.3	6 2.5	18 7.5	1 0.4	66 27.5	37 15.4	9 3.8	
知的障がいのある人	58	27 46.6	2 3.4	1 1.7	6 10.3	- -	3 5.2	2 3.4	9 15.5	13 22.4	2 3.4	
精神障がいのある人	101	23 22.8	11 10.9	10 9.9	18 17.8	4 4.0	18 17.8	5 5.0	26 25.7	23 22.8	3 3.0	
障がいのある子ども	70	38 54.3	3 4.3	1 1.4	6 8.6	2 2.9	8 11.4	3 4.3	22 31.4	2 2.9	70 100.0	

4 就労について

問 現在の就労の状況などについて、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	有効回答数	上段：件数（件）										下段：割合（％）	
		会社で仕事をしている	パート・アルバイトで短時間の仕事をしている	授産施設・作業所などに通っている	自営業（商店や家内工場など）で働いている	職業の訓練施設に通っている	自宅の家事をしている（主婦、家事の手伝い）	学生など	働きたいが仕事が見つからない	働きたくない	施設に入所している	その他	無回答
身体障がいのある人	548	124 22.6	36 6.6	5 0.9	31 5.7	2 0.4	114 20.8	5 0.9	48 8.8	15 2.7	21 3.8	62 11.3	85 15.5
知的障がいのある人	212	55 25.9	15 7.1	40 18.9	1 0.5	-	10 4.7	2 0.9	10 4.7	5 2.4	37 17.5	16 7.5	21 9.9
精神障がいのある人	237	9 3.8	15 6.3	10 4.2	3 1.3	3 1.3	58 24.5	-	23 9.7	14 5.9	23 9.7	48 20.3	31 13.1

問 現在の仕事について不安や不満はありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

	有効回答数	上段：件数（件）										下段：割合（％）		
		職場の設備に支障がある	通勤に支障がある	人間関係がよくない	給料が安い	障がいに対する配慮がない	職場の身分が不安定である	職場に相談する人がいない	職場に相談する人がいない	仕事が自分にとって難しい	自分のやりたい業務に就けない	毎日働くことができない	その他	特になし
身体障がいのある人	196	18 9.2	15 7.7	11 5.6	31 15.8	23 11.7	11 5.6	15 7.7	4 2.0	9 4.6	12 6.1	12 6.1	101 51.5	8 4.1
知的障がいのある人	111	4 3.6	8 7.2	11 9.9	28 25.2	5 4.5	6 5.4	8 7.2	4 3.6	9 8.1	4 3.6	7 6.3	46 41.4	10 9.0
精神障がいのある人	37	1 2.7	3 8.1	2 5.4	15 40.5	4 10.8	3 8.1	2 5.4	3 8.1	3 8.1	4 10.8	2 5.4	9 24.3	5 13.5

5 災害など緊急時の対応について

問 災害などの緊急事態が発生した場合、障がいのある本人がひとりで避難場所まで避難できると思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	有効回答数	上段：件数（件）		下段：割合（%）	
		ひとりで避難できと思う	ひとりでは避難できないと思う	わからない	無回答
身体障がいのある人	548	293 53.5	186 33.9	48 8.8	21 3.8
知的障がいのある人	212	67 31.6	113 53.3	23 10.8	9 4.2
精神障がいのある人	237	114 48.1	68 28.7	42 17.7	13 5.5
障がいのある子ども	155	17 11.0	133 85.8	4 2.6	1 0.6

問 障がいのある本人が災害などの緊急事態に困ると思うことは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

	有効回答数	上段：件数（件）									下段：割合（%）	
		どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい	自分の身体の状況を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない	自力歩行がやや困難で、安全なところまですばやく避難できない	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい	避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない	その他	特に困ることはない	無回答	
身体障がいのある人	548	100 18.2	84 15.3	200 36.5	83 15.1	57 10.4	156 28.5	158 28.8	38 6.9	126 23.0	28 5.1	
知的障がいのある人	212	149 70.3	89 42.0	29 13.7	111 52.4	109 51.4	48 22.6	52 24.5	12 5.7	22 10.4	17 8.0	
精神障がいのある人	237	106 44.7	54 22.8	24 10.1	48 20.3	82 34.6	100 42.2	32 13.5	20 8.4	41 17.3	16 6.8	
障がいのある子ども	155	120 77.4	86 55.5	37 23.9	93 60.0	90 58.1	39 25.2	35 22.6	19 12.3	12 7.7	4 2.6	

6 地域生活（共生）について

問 現在、障がいのある本人が地域生活をしていく上で困っていること又は困ると思われることはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

	有効回答数	上段：件数（件） 下段：割合（％）									
		食事の準備や調理などができないこと	部屋の掃除・整理整頓ができないこと	衣類の洗濯ができないこと	日用品などの買い物に不便をともなうこと	現金や預金通帳などの管理ができないこと	規則正しい生活ができないこと	近所の人との会話やつきあいが少ないこと	電車・バスなど交通機関の利用に不便をともなうこと	家族との会話やつきあいが少ないこと	服薬の管理ができないこと
身体障がいのある人	548	78 14.2	75 13.7	55 10.0	92 16.8	44 8.0	37 6.8	83 15.1	125 22.8	20 3.6	27 4.9
知的障がいのある人	212	108 50.9	87 41.0	78 36.8	88 41.5	127 59.9	57 26.9	104 49.1	79 37.3	31 14.6	76 35.8
精神障がいのある人	237	81 34.2	83 35.0	52 21.9	62 26.2	64 27.0	79 33.3	106 44.7	57 24.1	37 15.6	33 13.9
障がいのある子ども	155	82 52.9	71 45.8	76 49.0	76 49.0	91 58.7	41 26.5	71 45.8	76 49.0	19 12.3	63 40.6

健康管理ができないこと	電話の利用に不便をともなうこと	急に体調が悪くなったときに相談する人や対処方法がないこと	戸締りや火の始末などの安全を保つことが困難であること	銀行や郵便局・役所の利用に不便をともなうこと	その他	特になし	無回答
33 6.0	47 8.6	60 10.9	30 5.5	73 13.3	24 4.4	233 42.5	49 8.9
85 40.1	77 36.3	78 36.8	66 31.1	119 56.1	14 6.6	25 11.8	19 9.0
57 24.1	25 10.5	60 25.3	26 11.0	56 23.6	20 8.4	35 14.8	13 5.5
59 38.1	71 45.8	52 33.5	81 52.3	78 50.3	15 9.7	20 12.9	7 4.5

問 あなたが、障がいのある人と気軽に話したり、障がいのある人の手助けをしたことはどのような気持ちからですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

	有効回答数	上段：件数（件）						下段：割合（％）		
		身内などに障がいのある人がいて、その大変さを知っているから	近所付き合いや親戚付き合いがないので	困っているときはお互い様という気持ちから	自分の仕事に関連して	将来、自分も障がいをもつ可能性があるから	何となく	その他	わからない	無回答
障がいのない人	153	58 37.9	16 10.5	85 55.6	32 20.9	24 15.7	10 6.5	14 9.2	-	-

問 あなたは、5年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	有効回答数	上段：件数（件）					下段：割合（％）		
		かなり改善されている	少しずつ改善されている	あまり改善されていない	改善されていない	どちらともいえない	わからない	無回答	
障がいのない人	245	25 10.2	110 44.9	38 15.5	8 3.3	25 10.2	37 15.1	2 0.8	

問 障がいのある人の人権について特に問題があると思われることは何ですか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

	有効回答数	上段：件数（件）										下段：割合（％）	
		差別的な発言や行動を受けること	道路の段差や駅の階段など、外出に不便をともなうこと	学校、職場での生活で不利な扱いを受けること	働ける場所や機会が少ないこと	スポーツや文化活動、地域活動等に気軽に参加できないこと	障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近にないこと	障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと	その他	わからない	特に問題と思うことはない	無回答	
身体障がいのある人	548	99 18.1	218 39.8	44 8.0	140 25.5	64 11.7	54 9.9	73 13.3	18 3.3	45 8.2	100 18.2	43 7.8	
知的障がいのある人	212	64 30.2	15 7.1	17 8.0	58 27.4	22 10.4	27 12.7	40 18.9	7 3.3	22 10.4	33 15.6	30 14.2	
精神障がいのある人	237	83 35.0	12 5.1	23 9.7	83 35.0	20 8.4	23 9.7	49 20.7	10 4.2	30 12.7	22 9.3	25 10.5	
障がいのある子ども	155	73 47.1	25 16.1	29 18.7	70 45.2	25 16.1	18 11.6	51 32.9	5 3.2	11 7.1	3 1.9	14 9.0	
障がいのない人	245	121 49.4	96 39.2	77 31.4	135 55.1	10 4.1	32 13.1	71 29.0	2 0.8	9 3.7	2 0.8	10 4.1	

7 障がい者施策について

問 今後、特に充実すべきだと考える障がいのある人の施策について、あてはまるものに5つまで○をつけてください。

	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある子ども	障がいのない人
1位	高齢で障がいが重くなったときに生活できる施設の整備 (40.0%)	高齢で障がいが重くなったときに生活できる施設の整備 (43.4%)	障がいのある人の雇用促進 (32.1%)	障がいのある人の雇用促進 (49.0%)	障がいのある人の雇用促進 (44.5%)
2位	障がいのある人の雇用促進 (26.8%)	障がいのある人の雇用促進 (25.0%)	専門機関での医師や専門家による病気の治療やカウンセリングの充実 (27.0%)	障がいのある子どもの療育の場の整備・充実 (39.4%)	高齢で障がいが重くなったときに生活できる施設の整備 (44.1%)
3位	災害や具合が悪くなったときなど緊急時の支援体制の充実 (24.5%)	グループホーム・ケアホームなどの確保 (21.7%)	障がいのある人への情報提供の充実 (25.7%)	障がいのある人の理解に関する社会啓発の促進 (33.5%)	生活介護（デイサービス）などの充実 (27.3%)
4位	交通機関の充実や移動支援の充実 (21.4%)	災害や具合が悪くなったときなど緊急時の支援体制の充実 (21.2%)	障がいのある人の理解に関する社会啓発の促進 (22.8%)	学校と関係機関の連携の強化 (32.9%)	療護施設や福祉ホームなど入所できる施設の整備 (23.3%)
5位	障がい者向けの公営住宅の整備 (18.8%)	障がいのある人の理解に関する社会啓発の促進 (21.2%)	災害や具合が悪くなったときなど緊急時の支援体制の充実 (20.7%)	グループホーム・ケアホームなどの確保 (21.9%)	家事や介助のためのホームヘルパーの派遣 (22.0%)

(2) 障がい者関係団体ヒアリング調査結果概要

① 実施期間 平成23年2月15日～3月10日

② 調査団体 5団体

③ 調査内容

ア 障がい福祉サービスの種類や利用について

- ・ 障がい福祉課の手話通訳者を月曜日から金曜日の終日、設置してほしい。
- ・ 市民病院に手話通訳者を設置してほしい。
- ・ 公営、県営、市営の住宅をバリアフリー化して、障がい者の住まいを確保してほしい。
- ・ 公営住宅などを活用し、グループホーム・ケアホームを充実してほしい。
- ・ 居宅介護のヘルパーが不足している。ヘルパーが安定した職であることを保証してほしい。
- ・ 精神障がい者の対応ができるホームヘルパーを充実し、家事援助の業務をこなすだけでなく、状況変化に弱い特性を理解して、接し方等の配慮をしてほしい。
- ・ 利用者の中には、同性のヘルパーに頼みたい場合が男性に特に多い。
- ・ 行動援護については、サービス利用途中に発作が起きたら、自家用車で迎えに行く場合、ヘルパーも同乗できるようにしてほしい。
- ・ 就労継続支援（B型）についても、送迎サービスを実施してほしい。
- ・ 医療ケアを必要とする人の受け入れの充実も検討してほしい。
- ・ 本人同士の交流の場が必要。精神障がい者の日中活動の場を充実してほしい。

イ 地域生活支援事業について

- ・ 聴覚障がい者向けパソコン周辺機器の購入費を助成してほしい。
- ・ 手話通訳の利用範囲を拡大してほしい。また、通訳派遣の範囲をHPなどに明確にしてほしい。
- ・ 夜中の急病や事故などの緊急時に手話通訳が必要になる場合は、個人で通訳者に連絡をして依頼しているが、負担も大きいため、すぐに派遣できるような体制を整えてほしい。
- ・ 相談支援事業について、秘密を守り、不用意に他機関等に伝わらないように配慮してほしい。
- ・ 精神障がいの相談支援は、特にデリケートな部分があるので、すぐに解決しなくても、次につながるような、具体的な方向性や配慮のある声掛けなどの支援をしてほしい。
- ・ 支援センターの電話対応時間を24時間体制にしてほしい。
- ・ 成年後見制度利用支援事業については、後見センターの検討し、実現させてほしい。
- ・ 緊急時・土日に利用できる日中一時支援事業を提供してほしい。
- ・ 学校や就労継続支援B型など、送迎がなく、親の病気等で送迎できない時に、移動支援の利用を認めてほしい。
- ・ 障がいの進行等により、途中で紙おむつの使用が必要になった場合にも、補助してほしい。

ウ 春日井市の障がい福祉施策・事業について

- 病気になったときに、早く情報がほしい。耳が聞こえないために、救急車が来ても、何が起きているのか理解できないことがある。例えば、感染症患者に対する情報保障してほしい。
- 春日井市民病院の医療従事者に、聴覚障がい者対応の意識向上を図るよう指導してほしい。
- 春日井市のホームページにFAX番号を掲載してほしい。
- 精神障がい者保健福祉手帳所持者の一般通院医療費を助成してほしい。
- 以前のように精神障がい者の家族や家族会の支援をしてほしい。
- 日中活動の場として、使われていない施設、公民館、空き店舗などの活用を検討してほしい。
- 障がいについての偏見をなくすために、学校教育の場などでノーマライゼーションの概念をもっと取り入れてもらいたい。
- バスの利用の際に、乗降時に手帳を見せているが、コピーで代用できるようにしてほしい。
- 単独型ショートステイや宿泊体験できる場がほしい。
- 適切にサービスが提供されているかをチェックする仕組みがほしい。
- 障がい者の社会的居住施設を建設してほしい。
- ろうあ者、内部障がい者が障がい者と周りがわかるバッジを考えてほしい。
- 春日井市広報に福祉欄を多く設けてほしい。
- JR春日井駅のバリアフリー化を進めてほしい。
- 春日井市民病院の障がい者用駐車スペースに屋根を設置してほしい。
- 長年引き上げのない各種障がい者手当の増額をしてほしい。
- 障がい年金が低すぎるため、増額してほしい。
- 福祉申請手続きを支所でできるようにしてほしい。
- 有料道路料金割引は、1台の車両に限定せず、本人同乗を確認し、割引してほしい。
- シティバスの路線を改善してほしい。
- 月1回もしくは半年に1回、自宅訪問して障害者の話を聞いてほしい。
- 障害福祉サービス、生活支援などの情報を障がい者へダイレクトメールを送信してほしい。

(3) 障がい者関係施設ヒアリング調査結果概要

① 実施期間 平成23年2月15日～3月10日

② 調査施設 12施設

③ 調査内容

ア 利用者へのサービス提供についての課題等

- ・ 1月あたりの工賃が低く、利用者アンケートによる満足度は低い。
- ・ 就労継続支援の離職率は低いが、仕事よりも人間関係のトラブル対応に追われることが多い。
- ・ 就労継続支援A・B型が多機能型として運営すると、入職前の面接でA・B型の賃金の差により、利用を見合わせるケースが多い。
- ・ 生活介護と自立訓練、施設入所支援を提供する場合、通所施設と比べ、職員不足のため、サービスの質が落ちる。
- ・ 職員の研修などでサービスの質の向上を図りたいが、職員数が少ないため、現場を離れづらい。
- ・ 心身共に健康である優秀な支援者の確保に頭を悩ませている。
- ・ 保護者の高齢化等により利用者の送迎が必要となっている。
- ・ 利用者の中には送迎の乗車時間が長いことを苦痛に感じている人もいる。
- ・ ケアプランなど事務仕事が増えたため、利用者との関わりの時間が減った。
- ・ 施設入所支援、生活介護は、制度上、土曜、日曜、夜間は職員を多く配置する必要はないが、実態は、職員配置をしなければ利用者の生活面、安全面において対応ができない。
- ・ 短期入所の緊急時の利用の場合、情報が双方に不足しているため対応が統一できず、利用者、家族に負担がかかるため、事前に施設体験ができる制度や施設があるとよい。
- ・ 1人で複数の事業所を利用する人について、それぞれの事業所間の情報交換ができれば、個人のニーズや支援内容についてトータル的に考えることができると思う。
- ・ 障がいのある人の家族の支援が必要であり、家族同士の連携が求められているが、親同士の関係がないから、うまくいかない場合がある。

イ 事業所運営についての課題等

- ・ 職員の安定的確保が難しい。特に、男性ヘルパーは確保することができない。
- ・ グループホーム、ケアホームの利用者が感染症等にかかった場合の支援体制が組めない。
- ・ 施設入所支援の報酬単価が低い。
- ・ 地域活動支援センターにおいても就労加算や訪問加算がほしい。
- ・ 所得が業務内容や経験に見合った額ではないので、職員の雇用・労働条件を改善したい。
- ・ 助成金、補助金の不足しているが、補助金頼りでは無理であるため、自力をつけていきたい。
- ・ 生活介護の時間帯で外出等をした分の報酬を請求できるようにしてほしい。
- ・ 作業所の面積が不足している。

- 地域で支える人材、スタッフを育成する。

ウ 春日井市の障がい福祉施策・事業についての提案・意見等

- はあとふるライナーの運行時間の見直しと路線の拡充
- 子育てをしている障がいのある親が集まるサロン等の開設
- 成年後見制度の利用しやすくなるための工夫
- 発達障がいの支援や取り組みの検討
- 春日井市にある障がい者施設の広報の充実
- 利用者が福祉施設に通いやすいようなバス路線の設置
- 公的な資金援助の実施
- 「元気ショップ」のような販売の機会の拡大
- 地域包括支援センターや相談センターの充実
- 最重度障害者のために看護師を配置する場合の看護師加算
- 日中一時支援事業での送迎サービスの実施
- 身体障がいの方が一人暮らしのできるバリアフリー住宅の提供
- 障がい者条例等の立案、制定（千葉県参考）
- 身体障がい者を受け入れる際のスペース確保に伴う単価の改定
- 身体障がい者の日中一時支援や送迎の単価の改定（知的、精神より高く）
- 送迎における欠席加算の導入
- 地域で生活体験ができる場所、施設の設置。在宅復帰のためのヘルパー派遣制度の実施
- 就労移行支援における市からの委託業務の実施

(4) ボランティア団体・NPO法人アンケート調査結果概要

- ① 実施期間 平成23年2月15日～3月10日
- ② 調査団体 ボランティア団体 11団体（うち8団体回答）
NPO法人 8法人（うち3法人回答）
- ③ 調査内容

●ボランティア団体

ア 障がいのある人の地域生活への支援について

- ・ 地域で見守り支援を行いたい、障がい者の家族は知られたくない思いが強く、実施が難しい。
- ・ 市民講座に手話通訳をつけてほしい。
- ・ 軽度の知的障がいの人は、地域の店舗や事業所で積極的に受け入れて就労させてほしい。
- ・ 重度の障がいがある人には、デイサービスや家庭への支援を普及させてほしい。
- ・ 学校で行われる福祉実践教室を充実させてほしい。
- ・ 聴覚障がい者に対する携帯メールやFAXによる情報提供をしてほしい。
- ・ 地域の方に障がい者を理解してもらおう説明会を開催してほしい。
- ・ ボランティア支援者の育成と紹介をしてほしい。
- ・ 買い物などの楽しみを味わうために、休日の日中における日常生活支援を充実してほしい。
- ・ 市役所と市民病院の窓口に毎日、手話通訳者を設置してほしい。

イ 市の障がい者施策、事業について

- ・ 市の施策や事業についての情報をこれからも広報や回覧なので地域に提供してほしい。
- ・ 福祉センターに料理ができる部屋を作ってほしい。
- ・ 市民病院の呼び出しを音声だけでなく電光掲示板を使って行ってほしい。
- ・ ボランティアを啓蒙する教室を作ってほしい。
- ・ 楽しみを味わえる余暇活動への企画や助言をしてほしい。

●NPO法人

ア 障がいのある人の地域生活への支援について

- ・ 通学、通勤の移動支援について、親の病気など事情がある場合は利用できるようにしてほしい。
- ・ 家族すべてを支援する相談支援を実施してほしい。
- ・ 夜間の預かりサービスやそれに応じた報酬体系を整備してほしい。
- ・ 家族が抱えなくてもよい問題も抱え込んでいる家庭を減らしてほしい。
- ・ 障がいがある18歳以上の人のお行き場を確保してほしい。また、作りやすいようにしてほしい。
- ・ 移動支援以外に社会経験ができる支援をしてほしい。

イ 障がい福祉サービスの種類や利用について

- 一般就労した障がい者が離職し、再度の就労を目指しても就労できず作業所に通っている。就労継続支援A型や就労移行支援のサービスから一般就労に移行するための支援が必要である。
- 障害者雇用の促進のため、文書の発送やコピー、資料の作成や整理など、県や市の機関で働く場を検討してほしい。
- 地域活動支援センターのように大人が通所する小規模施設を充実させてほしい。
- 作業工賃が上がるように工夫する必要がある。市の業務を委託してほしい。
- 地域活動支援センターと日中一時支援の単価を引き上げてほしい。

ウ 市の障がい者施策、事業について

- 法人が関わっていない人たちが利用できるグループホーム・ケアホームが必要である。
- サービスの質の向上を考える時期である。

3 市内の障がい福祉サービス事業所等一覧（平成23年10月1日現在）

(1) 訪問系サービス

事業所名称	事業所所在地	居宅	乗降	重訪	行動	同行
ワンワールド居宅介護事業所	如意申町1-7-2	○	○	○		○
桃の木訪問介護事業所	上田楽町3449-19	○		○		
ホームヘルプサービス第2春緑苑	下津町500	○		○		
心の泉 春日井ヘルパーステーション	柏原町3-239	○		○		○
ニチケアセンター春日井	鳥居松町5-78 名北セントラルビル1F	○		○		○
ヘルパーステーションパル	篠木町5-2476-1 カーサ・日新篠木 306号	○		○		○
あった介護ステーション	東野町10-11-11	○		○		
高齢者生協 ヘルプサービスぬくもり	朝宮町3丁目19-10	○		○	○	○
介護センター花の木かちがわ	旭町2丁目12番地 コーポNOZAKI NO.1 101号室	○		○		
有限会社 ヘルプステーションのどか	旭町3-9-5	○		○		
介護サービス・ホームルーム	大和通1丁目7番地の26	○	○	○		○
ヘルパーステーション 望	柏原町2-183-1	○		○		
アニモ	大手町3丁目11番地12	○		○		○
アイネット介護サービス	上条町1-21-1	○		○		
訪問介護シルバーでらまめ	南下原町754番地	○		○		○
ふらっとヘルパーステーション	四ツ家町字二ツ杵43-1	○	○	○		○
株式会社 福祉の里 春日井営業所	篠木町8丁目2867-5	○	○	○	○	
あおぞらヘルパーステーション	中新町1丁目28番地6	○		○		
ホームヘルプさち	松新町6丁目2番地2	○		○		
あすある春日井	中央通2丁目114番地 中央パレスハイツ105号	○		○		
訪問介護 つみきの家	中切町1丁目1番地9 グリーンパーク井上A棟101号	○		○		○
ニチケアセンター春日井西	下条町2丁目1番地20 安藤貸店舗1階西側	○		○		○
コープあいち福祉サービス春日井	八田町7丁目1番地13	○		○		○
あいゆうケアステーション	如意申町8丁目7番地14	○		○		○
にこりヘルプ	朝宮町1丁目30番地17	○		○		
訪問介護ステーション・そら	勝川町4-176 カーサ21 1F	○		○		○
ケアネットリゾン春日井	下屋敷町2丁目6番地5	○		○		

事業所名称	事業所所在地	居宅	乗降	重訪	行動	同行
訪問介護 あいびい〜	八光町4丁目77番地 77ブリミエール1F	○		○		
ケア21 春日井	味美西本町1567 第一平松ビル1階	○		○		○
介護サービス ありがとさん	牛山町1306番4	○		○		
介護支援センター春日井	下条町3丁目2番地1	○		○		
シルバーサポート石田庵	大手町3丁目22番地9	○		○		
介護ステーション ohana	東野町字茨沢34番地1	○		○		○
介護センター あかとんぼ	東野町6丁目15番地5	○		○		○
ヘルパーステーションさんりん舎	上条町7丁目96-1	○		○		
平和介護センター	東野町西3-2-11	○		○		
パールセウスケアサービス	妙慶町164番地	○		○		○
ヘルパーステーションねこの手	弥生町1丁目132番地	○		○		
訪問介護センター すずらん春日井	妙慶町3丁目22番地1	○		○		○
春緑苑ヘルパーステーション	廻間町字神屋洞703番地1	○		○		○
いきいき介護サービスセンター	細野町3119-2	○		○		
特定非営利活動法人太助・ネット	押沢台3丁目2番地の6	○	○	○		
NCPみらい	高森台6-6-3	○		○		
有限会社ひかり介護サービス	中央台8丁目5番地5	○		○		
春日井市第一介護サービスセンター	大泉寺町1054番地の1	○		○		
特定非営利活動法人ワーカーズかすがい	岩成台10丁目2番地10	○		○		
合資会社ゆうゆうヘルプサービス	石尾台5-14-6	○		○		
じゃがいも友愛介護事業所	出川町8-19-11	○	○	○		○
ヘルパーステーションようわ	廻間町字神屋洞703番1	○		○	○	
れすぱ	出川町5-27-10	○	○	○	○	○
ニチケアセンター高蔵寺	白山町4丁目7-1	○		○		○
ピア・ハウス春日井	大泉寺町大西464番地1	○		○		○
アースサポート春日井	高蔵寺町北2丁目153番地1	○		○		○
ファミリー24	白山町7丁目13番地12	○		○		
T&R訪問介護事務所	大留町7丁目11-2 Brancheサガミ5号室	○		○		○
ヘルパーステーション ワークビー春日井	坂下町5-1215-666	○		○		○

(2) 日中活動系サービス

事業所名称	事業所所在地	生活 介護	就労 移行	継続 A型	継続 B型	生活 訓練
夢の家	明知町字西追分1030-1	○				
はさま	廻間町字神屋洞703番1	○	○			
春日井市福祉作業所	浅山町1丁目2番61号	○			○	
春日井市第一希望の家	王子町3番地	○				
春日井市第二希望の家	岩成台3-3-6	○				
ワーカー鷹来	鷹来町字丸内4888番地1				○	
かすがいフォレスト	八田町7丁目3番15号				○	
けやきの家	廻間町字神屋洞703番地1	○				
ゆずりは	高森台10丁目2-3番地 高森台団地 第2棟104、105、106号室		○			
セントラルキッチンかすがい	四ツ家町字四ツ家214-1			○	○	
春日苑	廻間町字神屋洞703番地1	○				
なかぎりワークス	中切町3丁目3番地17	○			○	
あざみの家	林島町159番地				○	
わかば	廻間町字神屋洞703番地2	○			○	○

(3) 児童デイサービス

事業所名称	事業所所在地	定員	親子 通所
春日井市第一希望の家	王子町3番地	15	○
春日井市第二希望の家	岩成台3-3-6	10	○
すごろくクラブ	上条町6-2397-4	10 12	
ゆうゆう倶楽部デイサービス	石尾台5丁目14番地の6	10	
児童デイくまたんクラブ	中央台1-2-2 サンマルシェ南館B1F	10	○
NCPあいあい	高森台6-6-3	10	
ドリーム&ホープ	小野町5丁目64番地	12	
児童デイサービス事業所こもれびあん	押沢台4丁目5番地19	10	
児童デイサービス 桃の木フレンズ	上田楽町3449-19	2 8	

事業所名称	事業所所在地	定員	親子 通所
児童デイサービス 桃の木リトル	大手町字丁田堂前1354番10	2 8 10	
ヘルプステーションのどか	旭町3-9-5	10	
こどもパレット	大留町5丁目29番地16	7 (未就学児) 3 (小学生以上)	○
こどもパレット虹	松本町1丁目12-4	10 (小学生以上)	
障害者支援センター ライフ空間	東野町2丁目15番3	5 (未就学児) 5 (小学生以上)	○
ファミリーサポート すいかのプール	高山町3-9-3	10	
にこりハウス	朝宮町1丁目30番地17	10	
いちごのプール	出川町5-25-2	10	
NCPまんま	高森台10丁目2番地3 高森台団地 第2号棟109号室	5 (未就学児)	○
NCPさ〜くる	東野町6丁目2番地17	5(小学5年生以上)	
児童デイサービス ピースプラス1	中野町2丁目21-11	10	
キッズ・あいびい〜	八光町4丁目77番地 77ブリミエール1F	10	
穴橋こどもの家	穴橋町1552-31	5 5	○
こどもパレット 空	押沢台1-2-1 第22オーシャンプラザ2F	10	
まあぶる	出川町7丁目5番地2	10	

(4) 短期入所

事業所名称	事業所所在地	定員
愛知県心身障害者コロニーこばと学園	神屋町713-8	空床 180
愛知県心身障害者コロニーはるひ台学園	神屋町713-8	空床 130
愛知県心身障害者コロニー養楽荘	神屋町713-8	併設 4 空床 150
愛知県心身障害者コロニー中央病院	神屋町713-8	空床 165
愛知県心身障害者コロニー緑の家	神屋町713-8	単独 8
夢の家	明知町字西追分 1030-1	単独 8 空床 80
養和荘	廻間町字神屋洞 703 番地1	併設 10 空床 120
春日苑	廻間町字神屋洞 703 番地1	併設 8
桃の木ショート	大手町字丁田堂前 1354 番 10	単独 4
ケアホームはるひ野・グループホームはるひ野	四ツ家町字四ツ家 186	単独 2

(5) グループホーム・ケアホーム

事業所名称	事業所所在地	GH	CH	定員
いまじん	坂下町5丁目1215番166		○	4
しおん	神屋町字海道698番85		○	4
ほくと	石尾台5丁目7番7		○	4
ゆいま〜る	神屋町字海道654番317		○	4
気噴	気噴町897-6	○	○	4
高森台	高森台4-1-6	○	○	4
ネオポリス	神屋町2298-584	○	○	3
中切	中切町2丁目5-4	○	○	4
下条	下条町880-4	○	○	4
虹	前並町2-5-4	○	○	4
グループホーム夕凧	気噴町北2-24	○	○	4
グループホーム夕凧2号館	高蔵寺町7丁目5-19	○	○	4
グループホームあざみ	林島町165番地 メゾン藤1F1号室 1F2号室		○	6
すすかけホーム青空	牛山町字中道616-4	○	○	4
ケアホームはるひ野・グループホームはるひ野	四ツ家町字四ツ家186	○		10
			○	10
わだち	高森台1-18-13		○	3

(6) 知的障がい者通所更生施設

事業所名称	事業所所在地	定員
みつばち	柏井町5-138	6

(7) 精神障がい者小規模作業所

事業所名称	事業所所在地	定員
ピア・ステーション勝川	長塚町1-138(長塚公民館内)	10名以上

(8) 地域生活支援事業

①移動支援

事業所名称	事業所所在地	指定対象者
ヘルプステーションのどか	旭町3-9-5	身・知・児・精
訪問介護シルバーでらまめ	南下原町754番地	身・知・児
アイネット介護サービス	上条町1丁目21の1	身・知・児・精
心の泉 春日井ヘルパーステーション	柏原町3-239	身・知・児・精
介護サービス・ホームルーム	大和通1-7-26	身・知・児・精
ゆうゆうヘルプサービス	石尾台5丁目14の6	身・知・児
ワーカーズかすかい	岩成台10丁目2番地10	身・知・児・精
桃の木訪問介護事業所	上田楽町3449番地19	身・知・児・精
ひかり介護サービス	中央台8丁目5番地5	身・知・児・精
福祉の里春日井営業所	篠木町8丁目2867-5	身・知・児・精
高齢者生協 ヘルプサービスぬくもり	朝宮町3丁目19-10	身・知・児・精
じゃがいも友愛介護事業所	出川町8丁目19番地11	身・知・児・精
ヘルパーステーション 望	柏原町2丁目183番地1	身・知・児・精
いきいき介護サービスセンター	細野町3119-2	身・知・児・精
春日井市第一介護サービスセンター	大泉寺町1054-1	身・知・児・精
春緑苑ヘルパーステーション	廻間町字神屋洞703番地1	身・知・児・精
れすぱ	出川町5丁目27番地10	身・知・児・精
ヘルパーステーションようわ	廻間町字神屋洞703番1	知
ふらっとヘルパーステーション	四ツ家町字ニツ杵43番地の1	身・知・児・精
平和介護センター	東野町西3丁目2番地の11	身・知・児
ワンワールド居宅介護事業所	如意中町1丁目7番地2	身・知・児・精
訪問介護 つみきの家	中切町1丁目1番地9 グリーンパーク井上A棟101号	身・知・児・精
コープあいち福祉サービス春日井	八田町7丁目1番地13	身・知・児
あった介護ステーション	東野町10丁目11番地11	身・知・児・精
訪問介護ステーション・そら	勝川町4-176 カーサ21 1F	身・知・児・精
ピア・ハウス春日井	大泉寺町大西464番地1	身・知・児・精
ア二モ	大手町3丁目11番地2	身・知・児・精
訪問介護 あいびい〜	八光町4丁目77番地 77プリミエール1F	身・知・児・精
ケア21 春日井	味美西本町1567 第一平松ビル1階	身・知・児・精
ニチイケアセンター春日井	鳥居松町5丁目78番地 名北セントラルビル1階	身・知・児・精
ニチイケアセンター高蔵寺	白山町4丁目7番地1	身・知・児・精
ニチイケアセンター春日井西	下条町2丁目1番地20	身・知・児

事業所名称	事業所所在地	指定対象者
あいゆうケアステーション	如意中町8丁目7番地14	身・知・児・精
ファミリー24	白山町7丁目13番地12	身・知・児・精
介護ステーション ohana	東野町字茨沢34番地1	身・知・児・精
ヘルパーステーション パル	篠木町5丁目2470-1 セントワイス篠木101号	身・知・児・精
アースサポート春日井	高蔵寺町北2丁目153番地の1	身・知・児・精
介護センター はなたば	小牧市大字北外山2278番地の1	身・知・児・精
ちえりっしゅ介護ステーション	小牧市大字上末3121番地	身・知・児・精
福祉の幸 小牧訪問介護事業所	小牧市下末1586番地4	身・知・児・精
居宅介護事業所Let'sまんめんの笑み	瀬戸市すみれ台4丁目5番地	身・知・児・精
ヘルパーステーション夢ぞう	瀬戸市みずの坂5丁目55番地	身・知・児・精
太助・ネットワーク	名古屋市千種区新西1丁目1-33	身・知・児・精
シンセイライフ	名古屋市北区丸新町405番地 グリーンハイツ小川105	身・知・児・精
ヘルパーステーションマイライフ	名古屋市昭和区恵方町2-15	身・知・児・精
ちあホームヘルプサービス	名古屋市守山区大字中志段味字南原2686-493	身・知・児・精
ヘルパーステーション・ルーム	名古屋市天白区植田南2丁目1710番地	身・知・児
パーソナルウェルケア	名古屋市北区福德町7丁目105番地	身・知・児・精
ホームヘルプ ひだまり	名古屋市中区大須4丁目13番13号 上前津レクティ301	身・知・児・精
ケア21上飯田	名古屋市北区上飯田通2-40 名鉄上飯田ビル2F	身・知・児・精
WALK with YOU	名古屋市熱田区六番1丁目5番地7号	身・知・児・精
社会福祉法人AJU自立の家 ピア名古屋	名古屋市昭和区恵方町2丁目5番地	身・知・精
ヘルパーステーション ワークビー	多治見市宝町5丁目97番地レオパレス宝407号	身・知・児・精
聴覚・ろう重複センターおれんじ	名古屋市千種区高見1丁目1番11号	身・知・児・精

② 生活サポート

事業所名称	事業所所在地	指定対象者
ワーカーズかすがい	岩成台10丁目2番地10	身・知・児・精
桃の木訪問介護事業所	上田楽町3449番地19	身・知・児・精
ひかり介護サービス	中央台8丁目5番地5	身・知・児・精
障害者支援センターライフ空間	東野町2丁目15番地3	身・知・児
高齢者生協 ヘルプサービスぬくもり	朝宮町3丁目19-10	身・知・児・精
じゃがいも友愛介護事業所	出川町8丁目19番地11	身・知・児・精
ヘルパーステーション 望	柏原町2丁目183番地1	身・知・児・精
いきいき介護サービスセンター	細野町3119-2	身・知・児・精

事業所名称	事業所所在地	指定対象者
春日井市第一介護サービスセンター	大泉寺町1054-1	身・知・児・精
ホームヘルプサービス春緑苑	廻間町字神屋洞703番地1	身・知・児・精
ふらっとヘルパーステーション	四ツ家町字ニツ杵43番地の1	身・知・児・精
平和介護センター	東野町西3丁目2番地の11	身・知・児
あった介護ステーション	東野町10丁目11番地11	身・知・児・精
介護ステーションohana	東野町字茨沢34番地1	身・知・児・精
介護センター はなたば	小牧市大字北外山2278番地の1	身・知・児・精

③ 日中一時支援

事業所名称	事業所所在地	指定対象者	定員
障害者支援センター ライフ空間	東野町2丁目15番地3	身・知・児	7
夢の家	明知町字西追分1030-1	身	5
平和介護センター	東野町西3丁目2番地の11	身・知・児	2
春日苑	廻間町字神屋洞703番地1	身・知・児	8
ヘルプステーションのどか	旭町3-9-5	身・知・児	10 (児童デイ営業中は3)
桃の木	上田楽町3449番地19	児	4
桃の木ショート	大手町字丁田堂前1354番10	児	5
パレットハウス	高森台4丁目1番地6	知	5
こどもパレットぷち	大留町5丁目29番地16	身・知・児・精	4
養和荘	廻間町字神屋洞703番地1	児	20
ファミリーサポート すいかのプール	高山町3丁目9番地7	児	8
いちごのプール	出川町5-25-2	児	8
ピース	中野町2丁目21-11 1F	児	3
ドリーム&ホープ	小野町5丁目64	児	9
NCPみらい	高森台10丁目2番地3 高森台団地第2号棟109号室	知・児	5
みかんのプール	白山町7-1-9	身・知・児・精	9
まあぶる	出川町7丁目5番2	身・知・児・精	5
ディサポートサンフレンド	小牧市大字大山字岩次208-3	知・児	併設 10 空床 50
ハートランド小牧の杜	小牧市大字大山字岩次208-8	身・知・児・精	1
きらり	小牧市篠岡2丁目2番地2	身・知・児・精	1

事業所名称	事業所所在地	指定対象者	定員
あ・らいぶ	小牧市中央3丁目47	身・知・児	月～金 4 土 14
はびねすひしの	瀬戸市緑町1丁目19番地	身・知・児	5
サンホーム豊田	豊田市野見山町5丁目80-1	知・児	10
愛知県身体障害者総合施設 希全センター（療護施設）	豊川市一宮町上新切33-267	身・児	併設 10 空床100以内
児童デイサービス コロポックル	名古屋市千種区新西1丁目1番33号	身・知・児・精	5
愛知県青い鳥医療福祉センター	名古屋市西区中小田井5丁目89番地	児	165

④ 地域活動支援センター

事業所名称	事業所所在地	指定対象者	定員
はさま	廻間町字神屋洞703番地1	知	15
聴覚・ろう重複センター桃	岩野町2丁目2番地の7	身（聴覚）	20
ナップの森地域活動支援センター	押沢台4丁目5番地19	身・知・精	18
	東野町10丁目11番地7	身・知・精	12
パレットハウス	高森台4丁目1番地6	知	10
ハートランド小牧の杜	小牧市大字大山字岩次208-8	身・知	15
サポートハウス ゆうや	瀬戸市みずの坂5丁目55番地	知	15
地域活動支援センター ハートフル大口	丹羽郡大口町下小口7丁目21番地	身・知	15
デイサービスセンタークリエイト川名	名古屋市昭和区川名本町1丁目20番地	身（視覚）	25
地域活動支援センター森のどんぐり	名古屋市守山区川宮町142番地	身・知	14
デイサービスおりのあな	名古屋市中村区中村町8丁目45番地	身・知・精	月～金 15 土 10
高齢者生協 デイサービスぬくもり	朝宮町3丁目19-10	身・知・精	15
聴覚障害者支援事業所「ほっとくる」	名古屋市熱田区神宮3丁目3番11号	身（聴覚）	15
ゆうゆう倶楽部地域活動支援センター事業所	石尾台5丁目14-6	知	10
	石尾台4丁目1-8（長期休暇時）		
徒夢創屋	上条町5-102-3	身・知・精	1

⑤ 訪問入浴サービス

事業所名称	事業所所在地
福祉の里春日井営業所	篠木町8丁目2867-5
じゃかいも友愛入浴サービス	如意申町2丁目30-1
アースサポート春日井	高蔵寺町北2丁目153番地1
春緑苑訪問入浴サービス	廻間町字神屋洞703番地1
アサヒサンクリーン在宅介護センター春日井	乙輪町2丁目8番地 サンパーク乙輪1F店舗B
訪問入浴さくらさくら	宮町3丁目7番地16
介護ステーション ひまわり	小牧市大字入鹿出新田字村東225番地の1

⑥ 相談支援事業

事業所名称	事業所所在地
春日苑障がい者生活支援センター	廻間町字神屋洞703番地1 春日苑内
障がい者生活支援センターかすがい	浅山町1丁目2番地61 総合福祉センター内 坂下町4丁目295番地1
障がい者生活支援センターJHN まある	浅山町1丁目2番地61 総合福祉センター内
障がい者生活支援センターあっとわん	中央台1-2-2 サンマルシェ南館B1

4 障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過

重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則(以下「基本原則」という。)にのつとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのつとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」

という。)を策定しなければならない。

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十三条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

（医療、介護等）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。)その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用率等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(消費者としての障害者の保護)

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

(選挙等における配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に

関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(国際協力)

第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第三十一条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者施策推進協議会

(中央障害者施策推進協議会)

第三十二条 内閣府に、障害者基本計画に関し、第十一条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、中央障害者施策推進協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。

第三十三条 中央協議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 中央協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、中央協議会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 中央協議会の委員は、非常勤とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、中央協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方障害者施策推進協議会)

第三十四条 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、地方障害者施策推進協議会を置く。

- 2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。

- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができる。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項中「都道府県に」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）に」と、同項第一号中「都道府県障害者計画」とあるのは「市町村障害者計画」と、「第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」と、第三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）」と読み替えるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年八月五日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第四条、第五条（同条の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第八条第二項及び第九条（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の表の改正規定に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（検討）

第二条 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第八条 地方自治法改正法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前二条の規定は、適用しない。

- 2 地方自治法改正法の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合（前項に規定する場合を除く。）には、前条の規定は、適用しない。

5 用語説明

あ

【あいち健康福祉ビジョン】

「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～『あいち健幸社会』の実現」を基本理念とする愛知県の健康福祉行政の方向性を示した計画。計画期間は、平成 23 年度～平成 27 年度。

【愛知県心身障害者コロニー】

心身の発達に障がいのある人々が明るい幸せな生活を営むことができるように、療育、医療、教育、職業訓練、授産などを行うとともに、在宅の障害者や家族の相談や指導にも応じ、また、すべての人の願望である心身障害の原因の探求や治療と予防を図るための研究をする愛知県の総合的な福祉センター。

【一般就労】

民間企業等で雇用関係に基づき働くこと。福祉的就労の対概念。

【医療的ケア】

喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引をいう。）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養をいう。）のこと。平成 24 年4月から、一定の資格を満たした施設の職員等が行うことができるようになった。

【SPコード】

縦・横 18 ミリメートル四方の切手大で、縦と横の両方向に情報をもつ二次元コード。従来の 1 方向だけのバーコードより情報密度が高い。専用の機械（「スピーチオ」または「テルミー」）で読み取ると、日本語約 800 字分の文章の音声による再生や、点字、テキストなどでの出力ができる。SP コードにより、視覚障がいのある人が第三者に依頼することなく、知りたい情報を自分で手に入れやすくなる。

【NPO】

民間非営利組織、non profit organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成 10 年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

【温水プール】

市民の福祉の向上並びに体力及び健康の増進を図るために設置された市の施設。所在地は、春日井市鷹来町 4286 番地。

か

【介助犬】

手や足に障がいのある方の手助けをするために特別な訓練を積んだ犬。盲導犬が目の不自由な方の目となって障害物や曲がり角の存在を知らせるように、介助犬は身体障がい者の手足となり、日常生活における動作の補助をする。

【かかりつけ医】

特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師のこと。常日頃から患者の状況をくわしく把握しているので、いざというとき適切に対応し、対応が困難な場合は専門医を紹介してくれる。病気にならないための、予防医学という観点からも重要な役割を果たしている。

【基幹相談支援センター】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等などの業務を総合的に行う。

【QOL】

生活の質。ある人がどれだけ人間らしい望み通りの生活を送ることができているかを計るための尺度として働く概念。当初は癌患者の活動支援の目安に使われていたが、最近ではより幅広く解釈されるようになり、心理・社会的な豊かさも含めて、心の問題や高齢者の生きがい、住宅などの環境問題にまで使われるようになっている。

【権利擁護】

人が本来持ち合わせている「権利」が侵害・実行できないような状況にある場合、その権利がどのようなものであるかを明確にし、その権利の救済や権利の形成や獲得を支援する。また、その権利に関する問題や課題を自らが解決できるよう、必要な様々な支援を行うこと。

【声の広報】

視覚障がいのある人に、音声による広報春日井（カセットテープ）を毎月2回郵送する制度。事前に登録が必要。

【こころの健康講座】

精神障がいへの正しい理解を促すため、関係機関が連携して実施する啓発・広報活動。

【サポートブック】

障がいのある人がいつでも誰からでも同じ支援を受けることができ、安心して社会生活を送ることができるようにするための支援ツール（道具）。春日井市では、市のホームページからダウンロードできる。

【児童発達支援】

障がいのある子どもについて、児童発達支援センターなどの施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービス。

【社会福祉協議会】

社会福祉法109条に基づき全ての市町村に設置されている団体。地域住民、ボランティア、福祉関係団体等と連携しながら地域福祉を推進するため、様々な地域活動や事業に取り組んでいる。

【障がい疑似体験（ハンディキャップシミュレーション）】

障がいへの理解を深めるため、車いす体験などを地域において実施する事業。

【障がい者施策推進協議会】

障がい者施策の円滑な推進を図るために設置されている組織。（P52 参照）

【障がい者就業・生活支援センター】

障がいのある人の職業の安定を図ることを目的として設立された社会福祉法人、NPO法人などで、障がいのある人が職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を行う。

【障がい者生活支援センター】

相談支援事業の円滑な実施を図るため、市内4か所に設置されている事業所。主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を行う。

【障がい者相談員】

障がい者の福祉の増進を図るため、障がい者又はその保護者の相談に応じ、障がい者の更生のために必要な援助を行う者として、委託されたもの。

【障害者の権利に関する条約（仮称）】

平成18年12月に国連総会本会議で採択された。障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。平成23年現在、日本は署名しているものの、批准はしていない。

【障害者白書】

障害者基本法に基づき、平成6年から毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、障害者のために講じた施策の概況について明らかにしているもの。毎年、8月下旬ごろ以降、全国の政府刊行物サービス・センター、官報販売所等で購入できるほか、内閣府のホームページからも閲覧できる。

【障がい福祉サービス】

障害者自立支援法に基づき、障がいのある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度。サービスを利用する前に、支給申請をし、支給決定を受ける必要がある。

【自立支援医療（精神通院）】

障害者自立支援法施行に伴い、平成18年4月1日から自立支援医療（精神通院医療）が実施されている。精神障がいを持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける人が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度。

【身体障がい者手帳】

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

【身体障がい者補助犬】

「身体障がいのある人の自立と社会参加を促進する目的を持つ犬。盲導犬・介助犬・聴導犬の三種がある。

【成年後見制度】

知的や精神などに障がいのある人で判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。

た

【第五次春日井市総合計画】

総合計画は、本市の最上位の計画であり、まちづくりの指針となるもので、市がめざすまちづくりの方向や、それを実現するための施策などを定める。計画期間は、平成20年度を初年度として、平成29年度を目標年次とする10年間。

【地域自立支援協議会】

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行う組織。障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。（障害者自立支援法第89条の2に規定）

【地域生活支援事業】

障害者自立支援法によって法定化された事業であり、法律上、市町村及び都道府県が実施することとされており、相談支援、コミュニケーション支援等必ず実施しなければならない事業が定められている。市町村などは、障がい者が有する能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

【チームメッセンジャー】

市内4か所の相談支援事業所が障がいに対する理解を深め、広げるために講座やワークショップなどを実施する啓発事業。おおむね10人以上の団体・グループが対象。原則無料。

【聴導犬】

聴覚障がいがある人に音を聞き分けて教え、音源へ誘導する。玄関のチャイム音・ファックス受信音・キッチンタイマー・赤ちゃんの泣き声・車のクラクションや自転車のベル・非常ベルなどを教える。また、「聴導犬」の表示をつけていることで、周囲の人が聴覚障がいがある人であることに気がつくという効果もある。

【デイケア・ナイトケア】

精神科の外来治療のひとつ。通所することで、生活のリズムを整えたり、仲間と交流を図ることにより社会性や自立性を養う機能を有する。おおむね午前9時～午後4時ごろまで行われるものがデイケア、午後4時～午後8時ごろまで行われるものがナイトケア。

【特別支援教育】

学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など発達障がいも含めて障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

【特別支援教育コーディネーター】

校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者の相談窓口となったり、学校関係者や就学前、進学先の教育機関、医療機関などとの連携や調整を行ったりする。障がいのある児童生徒を支援するための「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成や、諸機関との「連携」をコーディネートできるなどの実践的能力が求められる。

【特別支援教育支援員】

食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う者。

な

【内部障がい】

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいの総称。

は

【発達障害者支援指導者】

各市町村における発達障がいのある人に関する相談支援の中核となる人材として、一定の実務経験を有し、所定の研修を受講することにより愛知県が認定する者。

【バリアフリー】

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がある。

【福祉作業所】

障がい者の福祉の増進のために設置されている市の施設。所在地は、春日井市浅山町1丁目2番61号。主に生活介護、就労継続支援B型のサービスを実施している。

【福祉的就労】

一般企業での就労が困難な障がいのある人が、授産施設や小規模作業所で職業訓練等を受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し生きがいをつくるという意味あいがある。

【福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）】

障害者の機能の回復、健康の増進及び教養文化の向上を図り、福祉の増進に寄与するために設置されている市の施設。所在地は、春日井市浅山町1丁目2番61号。

【保育所等訪問支援】

保育所等に通う障がいのある子どもについて、専門知識を有する支援者がその保育所等に訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービス。

【放課後児童健全育成事業】

小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（児童福祉法第6条の2第2項）で、春日井市では、子どもの家等において実施している。

【放課後等デイサービス】

主に小学校、中学校高等学校に就学している障がいのある子どもについて、授業の終了後や休業日に、施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行うサービス。

【ボランティア活動】

個人の自発的な意思に基づく自主的な活動。活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においてはその活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持つ。

ま

【盲導犬】

視覚障害者の安全で快適な歩行をサポートする。道路交通法第 14 条に定める犬であって、政令で定めるハーネス（胴輪）をつけている。使用者に「障害物・曲がり角・段差」を教える。

や

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、また障がいのある人、障がいのない人の別なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念。1990 年代にアメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス（Ronald Mace）博士（1941—1998）が提唱したもの。

ら

【療育】

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育療育の「育」を合体させた造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならないことを意味する。

【療育手帳】

児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある者（児）は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。

【臨床心理士】

臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする専門家。文部科学省の認可する財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する試験に合格し、認定を受けることで取得できる資格。

第2次春日井市障がい者総合福祉計画

発行年月：平成24年3月

編集・発行：春日井市 健康福祉部 障がい福祉課

〒486 - 8686 愛知県春日井市烏居松町5 - 4 4

電話：0568 - 85 - 6186

ファックス：0568 - 84 - 5764

<http://www.city.kasugai.lg.jp>

E-mail：shogaifk@city.kasugai.lg.jp